

龍ヶ崎市 牛久市 稲敷市 美浦村 阿見町 河内町 利根町  
ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に関する基本合意書

龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町及び利根町（以下「関係市町村」という。）は、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に関する基本的事項について、下記のとおり合意する。

記

- 1 新たなごみ処理施設の建設  
新たなごみ処理施設（以下「新広域処理施設」という。）は、龍ヶ崎市、牛久市、阿見町、河内町及び利根町（以下「2市3町」という。）による枠組みにより、協議の上建設する。
- 2 新広域処理施設の建設予定地  
新広域処理施設は、龍ヶ崎市、牛久市又は阿見町のいずれかの市町内に建設する。
- 3 新広域処理施設の処理対象地域  
新広域処理施設の処理対象地域は、2市3町の行政区域とする。
- 4 新広域処理施設整備に係る費用負担  
新広域処理施設整備に係る費用は、2市3町が別に定めるところにより支弁する。
- 5 中継施設等の費用負担  
2市3町における中継施設に係る費用及び収集運搬費用（広域化・集約化による輸送距離増に係る費用に限る。）並びに龍ヶ崎地方塵芥処理組合、牛久市及び阿見町の既存施設の解体費用の負担については、稲敷市及び美浦村へ費用負担は求めず、関係市町村で別途協議する。
- 6 新広域処理施設の稼働年度  
新広域処理施設の稼働年度は、令和19年度を目標とする。
- 7 広域化推進会議の設置  
新広域処理施設の建設その他必要な事項について、関係市町村で検討及び調整を行うため、（仮称）ブロック6広域化推進会議を設置する。
- 8 稲敷市及び美浦村のごみ処理  
稲敷市及び美浦村のごみは、引き続き江戸崎地方衛生土木組合が処理する。同組合のごみ処理施設の使用目標年度は令和34年度とし、関係市町村で協議の上、使用終了後は、速やかに新広域処理施設での処理に移行する。

9 補則

本合意書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、関係市町村で協議の上、決定する。

この基本合意の証として、本書7通を作成し、関係市町村において署名、押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

龍ヶ崎市3710番地

龍ヶ崎市長

牛久市中央3丁目15番地1

牛久市長

稲敷市犬塚1570番地1

稲敷市長

美浦村大字受領1515番地

美浦村長

阿見町中央一丁目1番1号

阿見町長

河内町源清田1183番地

河内町長

利根町大字布川841番地1

利根町長